

令和7・8・9年度
福岡地区水道企業団
競争入札参加資格申請要領

【 物品・リース 】

受付期間

令和7年 2月 5日（水）から
令和7年 3月 25日（火）まで

令和7・8・9年度において、福岡地区水道企業団が行う物品・リースの競争入札に参加を希望する方は、競争入札参加資格申請書及び必要な書類を提出してください。

「工事」、「委託」を希望される方は、
それぞれ申請が必要です。

【目次】

はじめに	1
1. 競争入札参加者に必要な資格	2
(1) 競争入札に参加できない者（※詳細は別紙参照）	2
(2) 競争入札参加に必要な資格	2
(3) 暴力団排除策の強化について	2
2. 申請区分業種等	5
3. 申請に必要な書類(提出書類)	6
(1) 指定様式	
① 必ず提出が必要な書類	6
② 該当する方のみ提出が必要な書類	6
(2) 添付書類	
① 必ず提出が必要なもの	6
② 該当する方のみ提出が必要なもの	7
4. 各様式の記入要領等	7
5. 注意事項	11
6. 競争入札参加資格の認定	
(1) 書類の受理	12
(2) 資格の認定	12
7. 競争入札参加資格審査申請受付方法	12
8. 問い合わせ先等	13

<別表>

◦ 主要取扱商品一覧表記入例	14
◦ 財務諸表参考資料	15
◦ 申請区分業種 分類表（物品・リース）	16

はじめに

本書は、令和7・8・9年度 福岡地区水道企業団競争入札参加資格申請において「物品・リース」を希望する方を対象とした要領です。
（「工事」、「委託」を希望される方は、それぞれ申請が必要です。）

本書に基づく申請により、競争入札参加資格の認定を受け「令和7・8・9年度 競争入札有資格者名簿」（通称「登録者名簿」）に登載された方は、**令和7年8月1日から令和10年7月31まで**の間に公告または指名がなされる入札について、参加資格を有します。

☆ 現行の「令和4・5・6年度 競争入札有資格者名簿」に登録されていて継続して申請される方で、登録情報（法人名、所在地、代表者など）に変更があるときは、事前に変更届を提出してください。

☆ 今回の登録から、申請区分業種ごとに「取扱品目」を設定していますので、希望する取扱品目を必ず選択してください。

1. 競争入札参加者に必要な資格

(1) 競争入札参加者に必要な資格

競争入札に参加するために必要な資格は下記(2)のとおりです。

なお、本要領に基づく競争入札参加資格審査申請において、申請書類中の重要な事項について虚偽の記入をした者、重要な事実について記入しなかった者、不正な手段により競争入札参加資格の認定を受けたと認められる者及び経営状況が著しく不健全であること又は競争入札参加者としてふさわしくない事実が審査の過程等で判明した者については、不認定又は認定の取り消しを行うことがあります。

本企業団への競争入札参加資格審査申請を行う方については、このことを承諾したものとして審査を行うこととします。

(2) 競争入札に参加するために必要な資格

- ア. 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- イ. 福岡地区水道企業団競争入札参加停止等措置要領別表第3に該当する者でないこと。
- ウ. 市町村税を滞納していない者であること。
- エ. 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- オ. 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- カ. 営業に関し法律上必要とする資格を有している者であること。

(3) 暴力団排除策の強化について

本企業団では、福岡県暴力団排除条例等の施行に伴い、公共調達からの暴力団排除策の強化に努めています。その一環として、競争入札参加資格審査申請時に、代表者(個人事業主を含む)、役員(※注1)及び支店等に委任する場合の支店長等(以下「代表者等」という。)の氏名、氏名のフリガナ、生年月日を所定の様式で提出していただきます。(※注2)。

関係する提出様式にもれがないよう確認してください。また、申請及び認定後に代表者等に変更が生じた場合は、変更した代表者等の氏名、氏名のフリガナ、生年月日について変更届を提出してください。

※注1 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう（監査役、監事、合資会社の有限責任社員、事務局長などは含まない。）。

※注2 代表者（個人事業主を含む）、役員及び支店等に委任する場合の支店長等の氏名、氏名のフリガナ、生年月日は、本企業団の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用します。なお、代表者の役職・氏名及び支店等に委任する場合の支店長等の役職・氏名はホームページで業者情報として公表します。

【参考1】地方自治法施行令

- 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（※注4）
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
 - 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

※注4 能力を有しない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた者及び未成年者で営業の許可を受けていない者をいう。

【参考2】福岡地区水道企業団 競争入札参加停止等措置要領

別表第3 入札参加資格の取り消し基準

措置要件

- 1 役員等が暴力団の構成員等であるとして、福岡県警察本部から通知があり、契約の相手方として不適當であると認められるとき。
- 2 次の各号に該当するとして、福岡県警察本部から通知があり、役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは暴対法、刑法、暴力行為等処罰に関する法律若しくは福岡県暴力団排除条例等の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。
(次の各号に該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象になった行為との関連性を認めることが相当である場合に限る。)
- ア 構成員等が経営に事実上参加していると認められるとき。
- イ 暴力団又は構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたとき。
- ウ 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用しているとき。
- エ 暴力団又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約を締結したとき。
- オ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき。
- カ 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金的援助若しくは便宜供与をしたとき。
- キ 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2. 申請区分業種等

申請区分業種及び委託種目は 16～18 ページの 別表「申請区分業種分類表（物品・リース）」のとおりです。希望する申請区分業種を選択し、申請区分業種ごとの履行可能な取扱品目を申請してください。

<注意事項>

- ・ **申請受理後は、申請区分業種・委託種目の変更はできませんので、十分確認のうえ申請してください**
(今回の登録の有効期限 令和10年7月31日まで変更できません)
- ・ 一般競争入札については、個別に当該入札に係る資格要件を定めることがありますので、希望する業種に必ずしも参加できるとは限りません。
- ・ 指名競争入札については、福岡地区水道企業団の指名基準に基づき入札参加者の選定を行いますので、入札参加資格の認定を受けても必ずしも指名があるとは限りません。

(1) 申請区分業種

- ▼ 16～18 ページの別表 申請区分業種 18 種から希望する業種を申請（1 位から 3 位まで申請可）してください。
- ▼ 別表「申請区分業種分類表（物品・リース）」に記載のない業種は、本要領に基づく申請の必要はありません（登録業者名簿の対象外となります）。

(2) 取扱品目

- ▼ 希望する申請区分業種について、別表「申請区分業種分類表（物品・リース）」で取扱品目を確認し、履行可能な取扱品目をすべて選択してください。
- ▼ なお、申請した取扱品目に係る「代理店・特約店証明書」（様式8）は、指名の参考といたしますので、あわせて提出してください。

3. 申請に必要な書類

(1) 指定様式

① 必ず提出が必要な書類

【様式1】令和7・8・9年度競争入札参格審査申請書（物品・リース）

【様式2】競争入札参加資格審査調書（物品・リース）

【様式2-1】主要商品取扱商品一覧表 ※印刷を除く

【様式3】使用印鑑届

【様式4】代表者・役員等情報届出書

【様式5】誓約書

【様式15】提出書類一覧表（物品・リース）

② 該当する方のみ提出が必要な書類

【様式6】申立書

【様式7】委任状

【様式8】代理店・特約店証明書

【様式9】許可・免許等一覧表

【様式10】水道資材業者調書

【様式11】燃料業者調書

【様式12】自動車修理業者調書

【様式13】財務諸表（個人用）

【様式14】理由書（財務諸表が提出できない場合）

(2) 添付書類

① 必ず提出が必要なもの

各公的機関発行の証明書等（令和7年1月1日以降発行のもの）

※原本を提出してください。コピーは不可。

※発行日が令和6年12月31日以前のもは、一切、受理できません。

(ア) 登記事項（全部）証明書（法人の場合）

(イ) 身分証明書（個人の場合）

本籍地の市町村で発行のもの

(ウ) 市町村税を滞納していないことの証明書

支店等への委託を「行わない場合は本店」、「行う場合は当該支店等」の所在地
市区町村発行の証明書

なお、市町村が「滞納がないことの証明書」を発行していない場合は、滞納がないことを確認できる証明書（納税証明書等、直近2年分）を提出してください。

（地方税法の規定による徴収猶予を受けている場合はその証明書）

(エ) 消費税及び地方消費税納税証明書

- ・ 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書
- ・ 証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択してください。
（「その3の2」、「その3の3」でも可）。

(オ) 返信用はがき

申請受付の受理又は不受理の通知のために必要ですので、**85円切手を貼付**し、はがきの表面に返送先を記入のうえ、提出してください。（裏面は企業団で印刷するので白紙であること）

(カ) 返信用封筒

認定書を送付する返信用封筒（長形3号封筒）に申請者の所在地、会社名等を記入のうえ、**110円切手を貼付**して申請書類と同時に提出してください。

② 該当する方のみ提出が必要なもの

(キ) 財務諸表（直近決算2年分）

「法人」の場合は、以下の書類を提出してください。

- ・ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書

「個人」の場合は、15ページの参考資料に基づき、【様式13】を作成してください。提出できないときは【様式14】を提出してください。

(ク) 営業に関する許可証明書等

関係官庁への許可、認可、登録等を必要とする業種は必ず提出してください。
証明書を提出する場合は、令和7年1月1日以降発行のもの（写し可）を提出してください。

届出書は受付印の押印があるものを提出してください。

有効期限のあるものについては、有効期限内のものを提出してください。

4. 各様式の記入要領等

<共通>

- ① 各様式中の登録番号欄は、不明な方は空白のままで提出してください。
- ② 希望する申請区分業種及び取扱品目は、別表「申請区分業種分類表(物品・リース)」の申請区分業種及び取扱品目から選んでください。

【様式1】令和7・8・9年度競争入札参加資格審査申請書（物品・リース）

- ① 実際に当企業団と取引を行う店舗の所在地（本店の場合は、登記簿に登載されているところ。支店・営業所等の場合はその所在地）、個人にあっては現に営業しているところを公称町名で記入してください。
- ② 商号又は名称は、実際に当企業団と取引を行う店舗（本店の場合は、登記簿に登載されているところ。支店・営業所等の場合はその名称）を記入し、「【様式3】使用印鑑届」と同一のものを押印してください。
- ③ 書類内容が説明できる担当者の氏名、問合せ先を明記すること。

【様式2】競争入札参加資格審査調書（物品・リース）

- ① 「【様式2】競争入札参加資格審査調書（物品・リース）」は必ず両面印刷してください。
- ② 「本店」欄は、登記簿に登載されている記載事項と同一であること。
- ③ 「支店・営業所等」欄は、「【様式7】委任状」を提出して当企業団との取引を支店長、営業所長、出張所長などに行わせるときのみ記入してください。
- ④ 営業年数は、実営業年数（休業期間は含まない）を記入してください。
- ⑤ 「希望申請区分業種及び取扱品目」欄は、次の点に留意し記入してください。
 - (ア) 「希望申請区分業種及び取扱品目」欄は、別表「申請区分業種分類表（物品）」から指名希望業種及び取扱品目も合わせて記入してください。
 - (イ) 最高及び次位契約金額は平成26年度以降のものを記入してください。ただし、履行中のものは朱書してください。
- ⑥ 「種目別業務実績高」「自己資本の額」「流動比率」「職員数」欄は、財務諸表その他関係書類から抽出し、記入にあたっては次の点に留意してください。
 - (ア) 業務実績高は、希望する申請区分業種別に記入してください。
 - (イ) 決算額は、1年度分（12ヵ月分）を年度別に記入してください。
 - (ウ) 自己資本の額で欠損の場合は赤字で記入してください。
 - (エ) 職員数は、臨時社員は含まないこと。なお、「技術」欄には、工員を含めた数字を記入してください。
 - (オ) 営業年数は、実営業年数（休業期間は含まない）を記入してください。

【様式2-1】主要取扱商品一覧表

- ① 自社商品、他社商品に係わりなく取り扱っている商品名をできるだけ詳しく列記しその内訳を記入してください。
- ② 指名業者は、原則、主要取扱商品一覧表に商品名（またはメーカー名）が記載された者から選定します。取扱商品であっても一覧表に記載のない場合は、指名の

選定で不利になりますので、できるだけ詳細に記入してください。

- ③ 印刷を希望の場合は不要です。

【様式3】使用印鑑届

- ① 使用印鑑は企業団との取引に使用する印鑑を鮮明に押印してください。
- ② 必ずしも実印でなくてもよいが、法人の場合は商号、役職名が含まれた印鑑が望ましい。
個人の場合は、代表者の印鑑を使用印鑑としてください。
なお、法人・個人ともに会社印（会社名のみの印）は使用できません。
- ③ 「【様式6】委任状」を提出する方は、委任状の代理人の印鑑と同一であること。
なお、商号、役職名が含まれた支店長等の印を使用印鑑とすることが望ましい。

【様式4】代表者・役員等情報届出書

代表者・役員等の氏名等を記入してください。

なお、「【様式7】委任状」を提出する方は、代理人の氏名等の記入も必要です。

【様式5】誓約書

本店の所在地、商号又は名称、代表者の役職名・氏名を記入、印鑑は代表者の実印を使用してください。

【様式6】申立書

個人の場合は提出が必要、法人の場合は提出不要です。

代表者の実印を押印してください。

【様式7】委任状

- ① 当企業団との取引を代理人（支店長、営業所長、出張所長等）に行わせる場合に、提出してください。

ただし、代理人の指定は委任状に記載の全ての委任事項を委任できる場合のみです。（一部事項のみの委任は認めていません。）

委任期間は令和7年8月1日から令和10年7月31日までとなります。

なお、登録後（令和7年8月1日以降）に代理人の変更が可能です。この場合、変更届の提出が必要です。

- ② 代理人の氏名は、以下の書類の「代理人氏名」欄と一致すること。
- ・ 「【様式2】競争入札参加資格審査調書」の「支店、営業所等」の「代理人役職・氏名」
- ③ 「【様式4】代表者・役員等情報届出書」に、代理人氏名等の記入も必要です。

【様式 8】 代理店・特約店証明書

取扱商品について販売代理店又は特約店としてメーカー等と契約を結んでいる者は提出してください。

代理店・特約店のいずれかに○を付けてください。「【様式 8】代理店特約店証明書」は入札参加資格申請者自身ではなく、メーカー等に記入・押印等を依頼してください。

【様式 9】 許可・免許等一覧表

関係官庁への許可、認可、登録等を必要とする業種は必ず提出してください。有効期限があるものは、有効期限を記入してください。

(有効期限が無いものは、有効期限欄は空白のままにしてください。)

証明書を提出する場合は、令和 7 年 1 月 1 日以降発行のもの(写し可)を提出してください。

届出書は受付印の押印があるものを提出してください。

有効期限のあるものについては、有効期限内のものを提出してください。

【様式 10】 水道資材業者調書

業種「水道用資材」を希望する方は、取り扱う品目「直管類・異形管類・弁栓等」について記入してください。

【様式 11】 燃料業者調書

業種「燃料」を希望する方は、取扱品目「石油・プロパンガス」等について記入してください。

【様式 12】 自動車修理業者調書

業種「車両船舶」のうち、取扱品目「自動車修理」を希望する方は記入してください。

【様式 13】 財務諸表（個人用）

「個人」の場合は、15 ページの参考資料に基づき作成してください。

【様式 13】 財務諸表（個人用）

「個人」の場合は、15 ページの参考資料に基づき作成してください。

【様式 14】 理由書（財務諸表が提出できない場合）

個人の場合で、財務諸表が提出できないときは提出が必要です。

【様式 15】 提出書類一覧表

提出する書類にチェックのうえ提出してください。

5. 注 意 事 項

- (1) 書類は、楷書で明確に記入してください。
- (2) 提出書類に不備や不足がある場合は、個別に連絡します。速やかに修正してください。
なお、修正がなされない場合は「申請不受理」の取扱いとします。
- (3) 作成する書類は、全て上下左右15mm以上の余白をあけてください。
- (4) 提出書類は3.(1)「指定様式」(2)「添付書類」の記号番号順に、とじひもで、縦長左とじにしてください。
指定様式【様式1】→【様式2】→【様式3】・・・【様式12】→【様式15】
添付書類【添付ア】→【添付イ】→【添付ウ】・・・【添付キ】→【添付ク】
ただし、3.(2)「添付書類」の【添付オ】返信用はがき、【添付カ】返信用封筒はとじ込まないでください。
- (5) 申請書類の提出後、その記入事項に変更があったときは、必要書類を添付のうえ速やかに手続してください。
- (6) 「工事」「委託」「物品」に区分して受付けるので、希望に合わせてそれぞれ申請してください。
- (7) 申請する登録区分（工事、委託、物品・リース）が複数ある場合、いずれかの1つの登録区分に登記事項証明書や納税証明書等の原本（1通）を添付し、その他の登録区分は、原本の代わりにコピーを添付することができます。

【例】 <「工事」と「物品・リース」の申請をする場合>

工事の提出書類に証明書等の原本を添付し、物品の提出書類には証明書等のコピーを添付。

ただし、【様式1】申請書の「登録確認」欄に申請の有無を記載してください。

- (8) 構成市町とは、福岡地区水道企業団の構成団体のことであり、次の団体をいいます。
①福岡市 ②大野城市 ③筑紫野市 ④太宰府市 ⑤古賀市 ⑥糸島市
⑦宇美町 ⑧志免町 ⑨須恵町 ⑩粕屋町 ⑪篠栗町 ⑫新宮町 ⑬久山町
⑭春日那珂川水道企業団（春日市、那珂川市）⑮宗像地区事務組合（宗像市、福津市）
- (9) 申請書類等において虚偽の内容を記入、又は重要な事実について記入しない等の不誠実な者については不認定とすることがあります。
- (10) 競争入札参加資格の認定を受けていても入札の指名がない場合もあります。
- (11) 申請内容に虚偽記載等があることが判明した場合は、競争入札参加資格の認定を取り消すことがあります。

6. 競争入札参加資格の認定

資格の認定は、令和7年8月1日付けで行います。

(1) 書類の受理

申請書等の必要書類（添付書類を含む）が全て揃っていることが確認できた場合に、受付通知票を郵送します。

7.③に記載の補正の期限を過ぎても、なお必要書類が不足している場合は、
不受理扱いとなり、審査ができません。この場合は不受理通知票を送付します。

受付通知票又は不受理通知票の郵送日は申請状況によりそれぞれ異なります。

最も遅い場合、発送は5月末となる予定です。

(2) 資格の認定

入札参加資格の審査を行い、合格した場合に競争入札有資格者名簿に登載し、競争入札参加資格認定書を郵送します。

審査の結果、不合格の場合は不認定の通知を郵送します。

なお、いずれの場合も発送は7月下旬の予定です。

7. 競争入札参加資格審査申請方法

① 郵送受付期間

令和7年2月5日（水）～令和7年3月25日（火）（当日消印有効）

② 郵送方法

書留郵便にて郵送してください。

③ 郵送先

〒815-0031 福岡市南区清水四丁目3番1号

福岡地区水道企業団 財務課 登録審査担当

④ 提出書類の修正・追加等（以下「補正」という。）の期限

令和7年4月30日（水）

8. 問い合わせ先等

- 期 間 令和 7 年 2 月 5 日 (水) ~令和 7 年 3 月 25 日 (火) まで
(土・日・祝日を除く)
- 時 間 午前9時30分から午後5時まで (正午から午後1時までを除く)
- 連絡先 〒815-0031 福岡市南区清水四丁目3番1号
福岡地区水道企業団 財務課 登録審査担当
電 話 (092) 552-1998
FAX (092) 552-1729

主要取扱商品一覧表(記入例)

指名業者は、原則、当「主要取扱商品一覧表」に商品名(またはメーカー名)が記載された者から選定します。
 取扱商品であっても一覧表に記載のない場合は、指名の選定で不利になりますので、できるだけ詳細に記入してください。

【様式2-1】

主要取扱商品一覧表

登録番号		330〇〇〇〇
商号又は名称		

※指名の参考にします。取扱商品及び特許関係についてはできるだけ詳しく記入してください。

商 品 名	内 訳			商 品 名	内 訳		
	自 社 製 品	他 社 製 品			自 社 製 品	他 社 製 品	
		代理店 特約店	メーカー名			代理店 特約店	メーカー名
次亜塩素酸ソーダ	○						
液体苛性ソーダ	○						
塩酸	○						
希硫酸	○						
消毒用エタノール	○						
塩化カルシウム		代	〇〇〇〇薬品				
メタノール		代	〃				
重金属固定剤		代	〃				
ポリ塩化アルミニウム		特	〇〇〇〇〇工業				
アンモニア水		特	〃				
濃硫酸		特	〃				
リン酸			〇〇〇〇〇薬品				
標準ガス			〃				
窒素ガス			〃				
陽イオン交換樹脂			〃				
〇〇〇〇			〃				
〇〇〇〇〇			〇〇〇〇〇化学				
〇〇〇〇〇			〇〇〇〇〇興産				
〇〇〇〇			〃				

※記載欄が不足する場合は、必要枚数を複写して作成してください。

※ 財務諸表 参考資料

流動資産	現金預金	現金、小切手、送金小切手、送金を替手形郵便為替証明、当座預金、普通預金、郵便貯金等	流動負債	支払手形	営業取引に基づいて発生した手形債務
	受取手形	営業取引に基づいて発生した手形債券（割引引いたものがある場合は割引高を控除）		買掛金	通常の取引によって発生した営業上の未払額
	売掛金	通常の取引によって発生した営業上の代金の未収額		短期借入金	履行期が決算期後1年以内に到来する借入金又は到来すると認められる借入金（金融手形を含む）
	有価証券	取引所の相場のある株式及び社債（国債、地方債その他の債権を含む）で決算期後1年以内に処分する目的で保有するもの。		未払金	物件購入代金等の未払金で履行期限が決算期後1年以内に到来すると認められるもの
	商品	販売の目的で他から仕入れた商品の棚卸高		未払費用	未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容としている契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額
	材料貯蔵品	製品を製造するために使用する材料及び消耗工具並びに事務用消耗品等の棚卸高		預り金	営業取引に基づいて発生した預り金及び従業員からの預り金
	△貸倒引当金	受取手形、完成工事未収金等流動資産の部に属する債権に対する貸し倒れ見込額を一括して記入			
	固定資産	建物・構築物		営業用として使用している建物、構築物の期末帳簿類（住居と併用している場合は、営業用に使用している坪数の全坪数に対する割合で按分した額を記入、借用している建物は含まない。）	固定負債
機械・器具		営業用として使用しているプレス機械、旋盤、工作機械類及び船舶並びに自動車等の期末帳簿類	純資本金（元入金）		前年末の次年繰越純資本金元入金ともいう
工具器具・備品		各種の工具、器具、備品で耐用年数が1年以上であり、取得価格が相当額以上であるものの期末帳簿等額	事業主定	事業主定	事業主が営業外資金から事業のために借りたもの（事業主個人の金を出資したもの、すなわち元入金に属するもの）
土地		営業用として使用している土地で、借地は含まない。	事業主定	事業主定	事業主が営業の資金から家事費に充当した金額
繰延資産		繰延資産		当期利益（△当期損失）	当年利益金（当年損失金）
合 計		左右の合計は必ず一致すること	合 計		左右の合計は必ず一致すること
			次年繰越純資本金	次年の純資本金（元入金）となる	

[点検事項]

(1) 当期利益（当期損益）

① $(D) = (A) - [(B) + (C)]$ …… マイナスとなる場合は、当期損失 $(D)'$ に記入する。

② $(D) = (オ)$ 、 $(D)' = (オ)'$ …… 損益計算書の額と貸借対照表の額は同額。

(2) 次年度繰越純資本金

$(キ) = (イ) + (ウ) + (オ) - (エ)$ 又は、 $(キ) = (イ) + (ウ) - (オ)' - (エ)$

(3) 貸借対照表又は損失計算書の合計は、同期間において左右同額であること。

$(ア) = (カ)$ 、 $(E) = (A)$

別表

申請区分業種分類表（物品・リース）

（1 / 3）

番号	申請区分業種	取扱品目	備考 (業務に関する届け・許可・ 免許等〈例示〉ほか)
1	水道用資材	A 管（鉄管、鋼管等）	
		B 弁	
		C ろ過砂、ろ過布等 (水処理用材)	
		D 量水器	
		E その他の水道用資材	
2	建設材料	A 川砂、砂利、碎石	
		B 真砂土	
		C 生コンクリート	
		D 材木、合板、竹	
		E アスファルト常温合材、アスファルト乳剤、 その他の道路舗装材等	
		F 鋳・鋼鉄製品（グレーチング等）、鉄工加工 (設計図に基づく製作)	
		G セメント、特殊モルタル、ガラス、アルミ サッシ、畳	
		H A～G以外の建設材料	
3	燃料	A 石油（スタンド給油）	・石油販売業開始届 ・揮発油販売業者登録
		B 石油（ローリー・ドラム搬入）	
		C 潤滑油	
		D プロパンガス	・液化石油ガス販売事業登録 ・高圧ガス販売事業登録
		E 天然ガス	
		F その他	
4	機械器具	A 一般用機械器具 (工作用機械器具)	
		B 電動器具	
		C ポンプ	
		D 建設荷役機器	
		E 産業用機械各種機械部品	
		F その他の機械器具	
5	事務用品	A 事務用機器	
		B 文房具	
		C スチール製品	
		D 印判	
		E 用紙類	
6	車両、船舶	A 自動車販売	
		B 自動車修理	・指定自動車整備事業指定 ・自動車分解整備事業認証
		C 自動車用品	
		D 船用品	

別表

申請区分業種分類表（物品・リース）

（2 / 3）

番号	申請区分業種	取扱品目	備考 (業務に関する届け・許可・ 免許等〈例示〉ほか)
7	消防用機器	A 消火器	
		B 消防ポンプ、消防ホース	
		C 消火薬剤	
		D 消防器具・用品 (防災用品含む)	
8	電気製品	A 家庭用電気機器	
		B 放送機器	
		C 映像音響機器	
		D 照明器具	
		E その他の弱電気製品	
		F 電力、通信ケーブル	
		G 電気設備用品	
		H 照明設備	
		I 空調機器	
		J その他の電気設備機器	
9	OA機械器具	A 通信機器	
		B パソコン（本体）、周辺機器	
		C パソコン用消耗品	
		D トナーカートリッジ	
		E ネットワーク機器	
		F その他	
10	家具装飾	A 木工製作	
		B 家具	
		C ブラインド、じゅうたん	
		D 緞帳、暗幕	
		E カーテン（製作）	
11	医療・理化学用品	A 医療機器、医療材料	・医療機器製造販売業許可 ・高度管理医療機器等販売業許可 ・管理医療機器販売届
		B 理化学分析機器	・特定計量器販売事業届
		C 電気・工業計測機器	
		D 理化学用品（試験管、ビーカー等）	
		E 試薬	・毒物劇物販売業登録 ・医薬品販売業許可
		F 精密計量機器	・特定計量器販売事業届
		G 測量機器	
		H 量水器	・特定計量器販売事業届
		I 工業用薬品	・毒物劇物販売業登録 ・高圧ガス販売事業届
		J ガス（工業用、医療用）	

別表

申請区分業種分類表（物品・リース）

（3 / 3）

番号	申請区分業種	取扱品目	備考 (業務に関する届け・許可・ 免許等〈例示〉ほか)
12	繊維製品	A 既製服（作業服、防寒衣等） 白衣、帽子	
		B 縫製（事務服、作業服、防寒衣）	
		C 染色（横断幕、旗、腕章等）	
		D ゴム皮革製品（靴、カバン、合羽等）	
		E ビニール製品	
		F 寝具（蒲団、毛布、ベット等）	
13	記念品	A 記章、カップ、トロフィー、金杯	
		B リボン、造花、博多人形、織、額縁	
		C 陶磁器、漆器	
		D その他のギフト用品	
14	印刷	A 平板印刷（軽印刷を除く）	
		B カーボン印刷	
		C OCR、OMR	
		D シール印刷	
		E 封筒印刷	
		F その他の印刷（グラビア、スクリーン）	
		G 地図	
		H 製本	
		I 軽印刷	
		J 青写真焼付	
15	日用雑貨	A 家庭用金物・荒物、清掃器材	
		B 塗料	・毒物劇物販売業登録
		C 石油・ガスストーブ	
		D フェンス、金網	
		E 包装用品」（段ボール箱等）	
		F 組立式物置	
		G 仮設トイレ	
16	宣伝・標識	A 宣伝用品（うちわ、風船等）	
		B 金属標識・鑑札	
		C プラスチック標識・鑑札	
17	不用品回収	A 金属（鉄くず、非鉄金属くず）	《必須》 ・古物商許可証 【各公安委員会（警察署）発行のもの】
		B 紙（古紙）	
		C 中古自動車	《該当業種》 【都道府県もしくは市町村発行のもの】 ・産業廃棄物処分業許可証 ・産業廃棄物収集運搬業許可証 ・引取業者登録通知書 (使用済自動車の再資源化等に関する法律)等
		D 古物（中古機器）	
		E その他（A～D以外）	
18	その他	A 上記の業種・取扱品目に属さないもの	